

# 臓器提供の意思表示にご協力ください

## 臓器移植とは

臓器移植は病気や事故によって臓器（心臓や肝臓など）が機能しなくなった方に、他の方の健康な臓器を移植して、機能を回復させる医療です。

日本で臓器の移植希望登録をしている人はおよそ1万3千人います。しかし、臓器の提供が少なく、数多くの方が移植を待ちながら亡くなられています。

日本で事故や病気で亡くなる方は毎年およそ110万人です。その1%弱の方が脳死になって亡くなると推定されています。

自分が脳死となって最期を迎えたとき、誰かの命を救うことができます。

わたしたちひとりひとりが、今、臓器提供について考え、家族と話し合い、自分の臓器提供に関する意思を表示しておくことが大切です。

## 臓器提供の意思表示について

これまで0～70歳代の方からの臓器提供が行われており、高齢の方でも病気の方でも、どなたでも記入していただけます。

また、記入するかどうかは、被保険者ご本人の判断によるものであり、必ずしも意思表示欄に記入する必要はありません。

## 親族への優先提供が行われる場合

以下の①から③の要件をすべて満たす必要があります。

- ①ご本人が臓器を提供する意思表示に併せて、親族への優先提供の意思を書面により表示している。
- ②臓器提供の際、親族（配偶者※1、子ども※2、父母※2）が移植希望登録をしている。
- ③医学的な条件（適合条件）を満たしている。

※1 婚姻届を出している方です。事実婚の方は含みません。

※2 実の親子のほか、特別養子縁組による養子及び養父母を含みます。

## 意思表示欄に記入する前に

- 記入の有無により、受けられる医療の内容に違いが生じることはありません。
- 臓器提供意思表示欄に記入したあとも、いつでも臓器提供に関する意思を変更することができます。

## 《臓器移植に関するご質問やお問い合わせは》

(公社) 日本臓器移植ネットワーク  
フリーダイヤル：0120-78-1069  
ホームページ <http://www.jotnw.or.jp>

## ●臓器提供意思表示欄（被保険者証うら面）の記入方法

《記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。》

- ① → 1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。  
→ 2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。  
→ 3. 私は、臓器を提供しません。
- ② → 《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》  
【心臓・肺・肝臓・腎臓・じん膵臓・すい小腸・眼球】
- ③ → [特記欄： ]
- ④ → 署名年月日：                      年                      月                      日  
本人署名（自筆）：  
家族署名（自筆）：

### 《①意思の選択》

自分の意思に合う番号にひとつだけ○をしてください。

- 脳死後及び心臓が停止した死後に提供してもいいと思われている方は、1に○をしてください。
- 脳死後での臓器提供はしたくないが、心臓が停止した死後は臓器を提供してもいいと思われている方は、2に○をしてください。（この場合、法律に基づく脳死判定を受けることはありません。）
- 臓器を提供したくないと思われている方は、3に○をしてください。〔④へ〕

### 《②提供したくない臓器の選択》

1か2に○をした方で、提供したくない臓器があれば、その臓器に×をつけてください。

なお、提供できる臓器は、それぞれ以下のとおりです。

脳死後：心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球

心臓が停止した死後：腎臓・膵臓・眼球

### 《③特記欄への記載について》

- 組織の提供について  
1か2に○をした方で、皮膚、心臓弁、血管、骨などの組織も提供してもいい方は、「すべて」あるいは「皮膚」「心臓弁」「血管」「骨」などと記入できます。
- 親族優先提供の意思について（詳しくは22ページをお読みください。）  
親族に優先して臓器提供をしたい場合は「親族優先」と記入できます。

### 《④署名など》

本人の署名及び署名年月日を自筆で記入してください。

可能であれば、この意思表示欄の記入を知っている家族が、そのことの確認のために署名してください。

※意思表示した内容について、医療機関等に知られたくないという被保険者の方のために、意思表示欄の保護シールを住所地の市（区）町担当窓口にあります。